

やまぐちDMOフォーラム企画・運營業務委託 仕様書

1 目的

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）は、地域連携DMOとしての機能を発揮し、やまぐちDMO推進戦略の共有・実践や、県内の多様な関係者による合意形成、地域における主体的な取組の誘導・支援等を展開することを目的として「やまぐちDMOフォーラム」（以下、「フォーラム」という。）を開催している。

急回復する訪日インバウンド需要に加えて、ニューヨーク・タイムズ紙「2024年に行くべき52カ所」に「山口市」が選ばれ、2026年（令和8年）秋のデスティネーションキャンペーン開催が決定するなどの本県観光の状況を踏まえて、今後、インバウンド受入体制や観光客のおもてなし環境の整備、観光素材の開発・磨き上げなどの取組を推進する必要がある。

今回のフォーラム等が、DMOをはじめとした県内観光事業関係者が今後の取組を検討・実施していく機会となることを目指す。

2 仕様

(1) 業務名称

やまぐちDMOフォーラム企画・運營業務

(2) 業務内容

下記に従い、フォーラム（1回目及び2回目）の企画・運営、DMO意見交換会の専門家派遣を実施すること。

① フォーラム（1回目及び2回目）

【開催概要(予定)】

○フォーラム（1回目）

開催日時	2024年6月下旬～7月中旬の火・水・木曜日のいずれか 13:30～16:00
開催場所	山口市内
参加者	観光連盟会員等 50名程度
開催テーマ	インバウンド受入セミナー
開催内容	下記内容を可能な限り盛り込むこと ○インバウンドの基本情報 ・訪日外国人の現状と今後の展望 ・国籍別の傾向と対策 滞在日数、リピーター率、訪日旅行で期待すること、利用した宿泊施設タイプ、情報源、利用OTA(宿泊・体験)など ○インバウンドの受入整備 ・訪日外国人が不便に思うこと ・おもてなし実践例

	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語標記の実践例 ・トラブル事例と対応策 ・食の多様性への理解と対応方法 など
--	---

○フォーラム（2回目）

日本や本県観光の状況を踏まえて、開催テーマ、実施方法（開催時期・場所・形式など）、開催内容（内容、講師例示など）を提案すること。

なお、実際の開催テーマ、実施方法、開催内容については、提案内容を踏まえて協議を行い、観光連盟が決定する。

【企画・運営】

- ・観光連盟と協議を行い、実施方法・開催内容を決定すること。
- ・観光連盟と協議を行い、開催内容に適切な講師を選定して派遣すること。
- ・決定した開催日時に適切な会場及び駐車場を確保すること。
- ・参加者募集に使用する案内チラシを作成すること。
- ・会場の配席等は開催方法・内容に応じたレイアウトとすること。
- ・会場には、パソコンやプロジェクター等、実施方法・開催内容に応じた必要な設備を準備すること。
- ・参加者に配布する資料を観光連盟が指定する必要数印刷し、当日会場にて配布すること。
- ・当日の会場準備、受付、司会進行等を行うこと。
- ・参加者へのアンケートを実施すること。

② DMO意見交換会

観光連盟と協議を行い、下記のとおり開催予定のDMO意見交換会に適切な講師を選定して派遣すること。

開催時期	2024年9月
開催場所	山口市内
参加者	県内のDMO・観光協会、自治体の職員等 20名程度
開催内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DMO等が抱える課題に対する助言 ・他のDMO等の取組事例の紹介 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・講師はリモート参加でも可とするが、その場合はリモート会議の設定を行うこと。

③ その他

各回のフォーラムの内容及びアンケート結果、DMO意見交換会への講師派遣の内容をまとめて、報告書として提出すること。

（3）委託期間

契約締結日から2025年3月28日（金）までとする。

（4）委託料の支払

委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

3 成果物の提出

以下の成果物について、電子メール又は電磁式記録媒体等で提出すること。

(1) アンケート調査結果

アンケート結果の各回答をレコードする構造化データ (Microsoft Excel又はCSV形式)

(2) 報告書

フォーラムの内容やアンケート結果の集約、DMO意見交換への講師派遣の状況等についての報告書 (紙媒体及びPDF形式)

4 その他

(1) 本業務の実施にあたってのフォーラム等の募集、出欠確認は観光連盟が行う。

(2) 開催日時や派遣講師の決定は、受託者の意見を聴いた上で観光連盟が決定する。

(3) 事業により作成した成果物等の著作権は、観光連盟に帰属するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項は、観光連盟及び受託者の協議により、決定するものとする。

(5) 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託事業者の負担とする。